

昭和学院短期大学における動物実験等に関する規程

平成 23 年 9 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)」(以下「法」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (平成 18 年環境省告示第 88 号)」(以下「飼養保管基準」という。)及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月)」(以下「基本指針」という。)を踏まえ日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン (平成 18 年 6 月)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に、昭和学院短期大学(以下「本学」という。)において動物実験を計画し実施する際に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から遵守すべき基準を示し、もって動物実験等の適切な実施を図ることを目的とする。

(趣旨及び基本原則)

第 2 条 この規程は、本学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用 (科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減 (科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減 (科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。) の 3R (Replacement、Reduction、Refinement) に基づき、適正に実施しなければならない。
- 4 本学では教育のための動物実験であり、実験動物は 48 時間以内の一時的保管を除き飼養保管しない。

(定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、実験動物を教育上の利用に供することをいう。
- (2) 「施設等」とは、教育のため学生が動物実験等を行う動物実験室(以下「実験室」という。)をいう。
- (3) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、本学施設等で一時保管している哺乳類等に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (4) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

- (5) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 「施設等管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者(実験室責任者)をいう。
- (8) 「実験動物管理者」とは、施設等管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する専任教員をいう。
- (9) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定したガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される全ての動物実験等に適用される。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終責任を有し、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 第6条に定める委員会の審議を経て本学の動物実験に関する規程(以下「本規程」という。)を整備すること。
- (2) 動物実験室の設置に係わる承認の可否を委員会の審査を経て決定すること。
- (3) その他本学の動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講ずること。

(動物実験委員会)

第6条 本学に次に掲げる各号を審議又は調査し、学長に報告又は助言する動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることを審議すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

2 委員会は、審議結果を学長に報告する。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

3 委員会は、学長が次の各号に掲げる委員を委嘱し構成される。

- (1) 動物実験等や実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 学長が必要とする者 若干名
- (3) 本学事務職員 1名

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員会に関する事務は本学事務室で行い、次の業務を行う。

- (1) 担当事務は、委員会開催に関する議事録の作成及び保管をすること。

6 前各号に定めるものの他、委員会の運営に関し必要なことは別に定める。

(動物実験計画)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画書を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出すること。

- (1) 教育・研究の目的、意義及び必要性を記入すること。
- (2) 代替法を考慮して実験動物を適切に利用すること。
- (3) 使用数削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ実験を行うことができない。

(実験操作)

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたり、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針等に則り、本規程並びにマニュアル等に従い、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された施設等において適切に維持管理された状態で動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- ② 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
- ③ 適切な安楽死の選択

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により成果等について学長に報告しなければならない。

(実験室の設置)

第9条 動物実験室を設置(変更を含む。)する場合は、施設等管理者が所定の「動物実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項に基づく申請書を受理したときは、委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定すること。

3 動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管も含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第10条 動物実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内に逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響の防止が容

易であること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 11 条 施設等管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第 12 条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出ること。

(マニュアルの作成と周知)

第 13 条 施設等管理者及び実験動物管理者は、一時保管のマニュアル等を定め、動物実験実施者に周知すること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 14 条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、一時保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 15 条 施設等管理者は、実験動物の導入にあたり、関連法令や基本指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

(給餌・給水)

第 16 条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 17 条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 18 条 実験動物管理者は、実験動物の入手先等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度毎に一時保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(危害防止)

第 19 条 施設等管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 施設等管理者は、動物実験に伴う感染症及び実験動物による咬傷等に備えての予防対策を講じなければならない。

3 施設等管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係ない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(人の健康管理)

第 20 条 施設等管理者は動物実験実施者の安全の確保及び健康保持、特に下記の各号について注意を払わなければならない。

(1) 人獣共通感染症

(2) アレルギー

(緊急時の対応)

第 21 条 施設等管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対し周知を図ること。

2 施設等管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第 22 条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

(1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等

(2) 動物実験等の方法及び実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(3) 安全確保、安全管理に関する事項

(4) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価・検証)

第 23 条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせること。

2 委員会は動物実験等の実施状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を、学長に報告しなければならない。

(情報公開)

第 24 条 学長は、本学における動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の一時保管状況、教育訓練及び成果等)について適切な方法で公開を行い、動物実験等に係る情報の社会的透明性の確保に努める。

(改廃手続き)

第 25 条 この規程の改廃は、委員会及び本学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 21 日から施行する。